

平成 25 年 1 月 24 日

帯広信用金庫

中小企業金融円滑化法終了後の 当金庫の取組みについて

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「中小企業金融円滑化法」といいます）が、平成 25 年 3 月末に期限を迎えます。

当金庫では、中小企業金融円滑化法の期限到来後も「地域金融円滑化のための基本方針」を継続し、これまでと同様に金融円滑化に向けて積極的に取り組んでまいります。

地域金融円滑化のための基本方針（一部抜粋）

帯広信用金庫は、公共的・社会的使命を自覚し、地域金融機関として経営の健全性を維持・確保しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能を十全に発揮し、中小企業者の事業活動の円滑な遂行およびこれを通じた雇用の安定ならびに住宅資金借入者の生活の安定に取り組むための基本方針を定め、これを遵守します。

- (1) 新規ご融資やお借入条件の変更等の申込みに対する適切な審査を行います。
- (2) お客様に対し適切な経営相談または経営のためのアドバイスを行うとともに、お客様の経営改善に向けた取組みを支援いたします。
- (3) お客様の事業価値を適切に見極めるための職員の能力向上に努めます。
- (4) 新規ご融資やお借入条件の変更等のご相談・お申込みに対し、真摯に対応し、十分に適切な説明をいたします。
- (5) 新規ご融資やお借入条件の変更等のご相談・お申込みに対するお客様からのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情に十分に適切な対応をいたします。

新規ご融資やお借入条件の変更等に関する苦情相談については、各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」のほか、苦情相談の専門窓口である「お客様サポート室」でも承っております。

「お客様サポート室」 電話番号 フリーアクセス 0800-800-3345

(受付時間 土曜、日曜、祝祭日、12月31日～1月3日を除く当金庫営業日
9:00～17:00)

以上

